

前橋工科大学産官学連携コーディネーター規程

平成25年4月1日制定

公立大学法人前橋工科大学規程第132号

(趣旨)

第1条 産業界、行政及び地域と前橋工科大学（以下「本学」という。）との連携を促進し、本学の有する知的資源を効率的に地域に還元することで、地域及び産業の振興に寄与することを目的として、前橋工科大学産官学連携コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 産官学の連携を推進すること。
- (2) 科学技術研究面での地域の課題の把握及び地域の課題の解決のための支援
- (3) 本学の専任教員（公立大学法人前橋工科大学就業規則（平成25年規程第54号）第2条第2項に規定する教員及び公立大学法人前橋工科大学特任教員規程（平成25年規程第63号）第2条に規定する特任教員をいう。）の研究成果の把握及び当該研究成果の地域への還元
- (4) 前各号に掲げるもののほか、産官学の連携の推進に関し必要と認められること。

2 コーディネーターは、前橋工科大学地域連携推進センター長に前項各号に掲げる業務に関する報告を行うものとする。

(委嘱)

第3条 コーディネーターは、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 コーディネーターの任期は、1年以内とする。ただし、年度途中で委嘱した者の任期は、当該年度の末日までとする。

2 コーディネーターは、再任されることができる。

(旅費)

第5条 コーディネーターが、学長の依頼により出張した場合は、公立大学法人前橋工科大学旅費規程（平成25年規程第76号）第4条第3項の規定により、旅費を支給する。

(学長の責務)

第6条 学長は、コーディネーターに対し、必要な指導及び助言を行う。

(事務)

第7条 コーディネーターに関する事務は、前橋工科大学地域連携推進センターが処

理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、コーディネーターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。